

(別添)

令和 7 年 3 月 1 7 日

東北大学に対する講師派遣等の依頼要領

宮城県教育庁高校教育課

令和 7 年度高大連携事業に基づく、東北大学への講師派遣依頼は下記のとおり行うこととする。

記

- 1 県立高等学校長は講演講義等講師派遣依頼書（別紙様式 1）を作成し、宮城県教育庁高校教育課（以下「高校教育課」という。）に提出する。
なお、提出の期限は、令和 7 年 6 月から 9 月までに実施予定のものについては、同年 3 月 2 8 日（金）までに、同年 1 0 月から令和 8 年 3 月までの間に実施予定のものについては、令和 7 年 5 月 2 3 日（金）までに担当班宛て web メールで提出する。
- 2 高校教育課は、県立高等学校から提出のあった講演講義等派遣依頼書を取りまとめ、東北大学に講師の派遣を依頼する。（各高等学校が別途又は独自に派遣依頼文書を作成し東北大学に送付しないこと）。
- 3 高校教育課は東北大学からの回答に基づき、当該高等学校にその内容を通知する。
- 4 高校教育課から通知を受けた高等学校は、直ちに派遣される講師と直接連絡を取り、細部の調整を行う。また、謝金の有無にかかわらず、兼業許可手続きを要することから、「国立大学法人東北大学職員への兼業依頼について」
（<https://c.bureau.tohoku.ac.jp/jinji-top/external/a-3-kengyo/>）
を参照の上、速やかに手続きを行う。
- 5 講演及び講義等を実施した県立高等学校は、講演講義等実施報告書（別紙様式 2）を作成し、実施後 1 ヶ月以内に高校教育課へ報告する。東北大学へは、高校教育課より送付する。
- 6 謝金について、県立高等学校においては令和 4 年 4 月 1 日改正の宮城県教育委員会「講師謝金等支給基準表」によること。
○新情報共有システム
共有文書＞教育庁＞001 総務課＞03 職員人事班＞講師謝金等支給基準